

## 地域密着型サービスにおける自己評価及び外部評価の実施について

### 1 背景

平成18年の介護保険法改正により創設された地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所（以下「グループホーム」という。）については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）において、また、地域密着型介護予防サービスのうち、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業者については、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）において、自ら提供するサービスの自己評価及び外部評価が義務付けられたところであり、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知。以下「解釈通知」という。）により、その取扱いについてお示ししたところである。

解釈通知においては、その具体的な事項について、別途通知することとしているところであるが、この度別添のとおり、制度に係る通知の案をお示しし、その内容について事前にご説明申し上げることとしたものである。

なお、地域密着型サービスにおける自己評価及び外部評価については、別添通知案に加え、今後、その実施方法等についてのガイドラインをお示しすることとしており、通知案についても、必要に応じて文言等の修正をした上で、正式に発出することとしているので、その旨ご承知おきいただきたい。

(参考)

指定基準及び解釈通知における規定等

「指定基準」(抄)

【小規模多機能型居宅介護】

第72条第2項 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

【認知症対応型共同生活介護】

第97条第7項 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

「解釈通知」(抄)

【小規模多機能型居宅介護】

第3の三の4の(4)

- ② 自己評価は、各事業所が、自ら提供するサービスを評価・点検することにより、サービスの改善及び質の向上を目的として実施するものであり、事業所の開設から概ね6か月を経過した後に実施するものである。自己評価結果の公表については、利用者並びに利用者の家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などが考えられる。
- ③ 外部評価については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている外部評価と同様に、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うことを想定しており、自己評価を行った後、事業所の開設後1年以内に実施することとなっている。外部評価結果の公表については、事業所内で自己評価結果の公表と同様の扱いのほか、外部評価機関がWAM-NET上に公表する等が考えられる。
- ④ なお、自己評価及び外部評価の評価項目、その他必要な事項については、追って通知する。

【認知症対応型共同生活介護】

第3の四の4の(4)

- ④ 同条第7項は、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行い、常にその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の改善を図らなければならないことを規定したものである。また、評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居(申込)者及びその家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより、開示しなければならないこととする。  
なお、自ら行う評価及び外部の者による評価に関する具体的な事項については、別に通知するところによるものである。

※ 地域密着型介護予防サービスにおける規定等については、ほぼ同内容のため、省略。

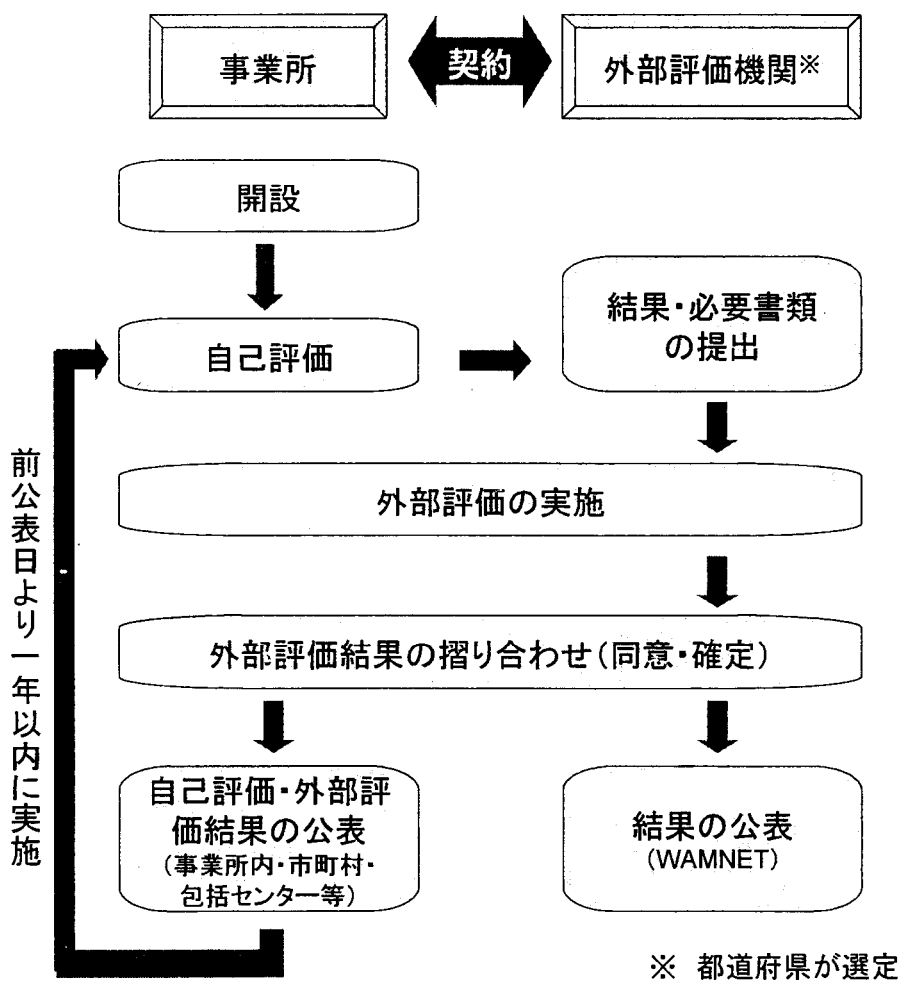
## 2 今回の見直しのポイント

### (1) 自己評価及び外部評価手続きの流れ

自己評価及び外部評価については、これまでグループホームに義務付けられていることから、評価の実施及び公表のスキームは、小規模多機能型居宅介護事業においてもグループホームとほぼ同様としている。

(参考)

### 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護 における自己評価・外部評価の流れ



※ 評価の頻度：前評価日より1年以内に実施及び公表  
(新規開設の場合、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を実施し、その後外部評価を実施)

## (2) 評価項目の見直しの視点

- 地域密着型サービスとしての本質や特徴を確認していくための項目に重点を置き、サービスの質として求められる目標を示している。
  - ・利用者と職員、事業所と地域といった「関係性」に基づいた支援
  - ・「利用者本位」の立場に立った柔軟な支援
- 訪問調査での対話や観察を活かせる項目数や内容とする。

## (3) 都道府県による支援

- 各都道府県が選定した評価機関の評価の質を確保するため、評価機関による定期的な意見交換の場の設定や評価機関が連携した研修への支援など、管内の評価機関に対して支援するよう努めること。
- 各事業所が、評価機関を適切に選定できるよう、都道府県のホームページ等において評価機関の情報を公表することなどによる、評価機関に関する情報を幅広く周知するよう努めること。

## 3 今後のスケジュール

今後のスケジュールについては、以下のとおりと想定しているところであるが、各都道府県におかれては、特に以下の点についてご留意願いたい。

- 今回の改正による改訂後の自己評価項目及び外部評価項目（以下「新評価項目」という。）を事業所及び評価機関に周知徹底するため、事業所や評価機関の職員に対する研修の実施等への支援に特段のご配慮をお願いしたいこと。
- 新評価項目による評価は、本通知の発出の日から実施されるものであるが、運用上の取扱いは、以下の点に留意されたいこと。
  - ・ 新評価項目による評価は、評価機関の選定や評価調査員等の研修等実施のための準備を行った上で、速やかに実施されたいこと。
  - ・ グループホームの評価については、事業所及び評価機関が円滑に評価を行うことができるよう、一定の期間、今回の改正による改正前の評価項目

により評価を実施することとしても差し支えないこと。

- ・ 平成18年4月に開設した小規模多機能型居宅介護事業所については、今年度内に自己評価及び外部評価の結果の公表が必要であることから、市町村による適切な指導が行われるよう特段のご配慮をお願いしたいこと。

(参考)

今後のスケジュールのイメージ

	国	都道府県	評価機関	事業者
10月中旬	通知の発出			
10月下旬	ガイドラインの発出			
11月初旬		市町村、事業者及び 評価機関への周知	評価調査員等の 研修	
11月中旬		評価機関の選定		
11月下旬				評価機関との契約
12月上旬				
12月中旬				
12月下旬				
19年 1月上旬				自己評価の実施
1月中旬				
1月下旬			外部評価の実施	
2月上旬				
2月中旬				
2月下旬				
3月上旬				
3月中旬			外部評価結果の公表	
3月下旬				

- 既選定の外部評価機関に、小規模多機能型居宅介護事業所の外部評価を行わせる場合については、
- ① 各外部評価機関の評価調査員の一定数（例えば、8割程度）が今回の改定に関する研修を受講する
  - ② 新たな評価項目による評価調査員の研修計画並びにフォローアップ研修計画などを策定する
- など、評価機関としての適性について必要な確認を行うこと。

#### 4 その他

##### (1) WAMNETの活用について

評価結果の公表の場として、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク」(WAMNET)を活用することとしているが、システム改修を要するため、年度末を目途に対応できるよう準備を行っているところである。評価結果の公表への対応が可能になり次第、各都道府県を通じてお知らせすることとなるので、ご承知おきいただきたい。

##### (2) 情報の公表制度との関係について

情報の公表制度については、段階を経てすべての介護サービスが対象となることとされており、グループホーム及び小規模多機能型居宅介護についても、できるだけ早期施行を目指すこととされている。

情報の公表制度は、各サービスの基本情報を公表することにより、利用者による事業者選択に資することを目的としているが、自己評価及び外部評価は、各事業所が提供するサービスの質を向上させていくための取り組みであることから、情報の公表制度がスタートするのに併せて、自己評価及び外部評価との関係を整理し、お示ししていくこととしている。